

# 消費税の2重取りを許さず、税制・税務行政をただす

## 今西税金裁判第2回公判に70名の参加!!

今西さんの税金裁判とは..2001年7月、2人の東山税務署員が山科区在住の今西和政さん(56才 土木建築業)宅に突然訪れ、調査理由を開示せずに始まった調査。

今西さんが署員の目の前に帳簿書類を提示しているにもかかわらず、立会人の同席を理由として調査を放棄。翌年3月に、消費税の仕入れ税額控除否認、青色申告承認取り消し等で総額3000万円余りの更正処分をおこなってきました。今西さんは、処分の撤回を求めて2004年2月5日京都地方裁判所に提訴しています。

### 次回第3回公判は 7月16日(金)

午前10時00分～

京都地裁101号法廷です

消費税の2重取りを許さず  
税制・税務行政をただす京都山科の会

事務局：京都府山科民主商工会

〒607-8346 京都市山科区西野山階町 11-17

TEL 5 9 2 - 5 8 5 8 / FAX 5 0 2 - 3 2 4 6

2004年6月4日発行

六月二日(水)の午前10時30分から、京都地裁一〇一号法廷でおこなわれました。前回行われた二〇三号法廷では、四〇人程しか傍聴できず、人があふれてしまったため、京都地裁の配慮で一番大きな法廷を準備してもらいました。最初は大河原弁護士が「原告第三準備書面用紙」を陳述し、今回の今西さんにおこなわれた調査の違法性を明らかにしました。また、証拠書類として、これまで税務署に提出してきた五通の請願書、家の見取図、税務運営方針などを提出しました。税務署側は更正した推計課税の合理性の主張について「いつになるのか」裁判官から問われ、「三ヶ月ぐらいかかる」と応えました。

公判終了後、弁護士会館で報告会をおこないました。今日の公判の味について岩佐弁護士から報告のあと、傍聴に参加した方から感想を出してもらいました。「長い裁判が続くと、書類の交換だけで公判が済む場合もある。裁判所はそういう事を繰り返すことで、国民の関心をそらしていく。税金裁判は個人では、



公判終了後、弁護士会館でおこなわれた報告会に集まった参加者

たたかえません。そんなときでも今日、ここに集まったみなさんが関心を持って、裁判所の一挙手一投足を見てみると裁判官に思わせる。そして広げていくことが大事です。」

「なぜ税務署は自分のところのおこなった推計の合理性を説明するのに三ヶ月もかかるのか」など素朴な疑問なども出されていました。

最後に青木代表世話人より、「公正な裁判を求める要請署名」とただす会への入会を呼びかける訴えを行い、終了しました。